

令和6年度  
公認中級パラスポーツ指導員養成講習会(3)  
開催要項

1. 目的 学校における障がいのある児童・生徒の体育授業・部活動等の充実を図るため、学校教員(保健体育)を対象に「障がい」の基礎知識や障がい者へのスポーツ指導方法を学ぶ機会を設けることで、体育授業等を通じて、障がいのある児童・生徒のニーズや特性に応じた運動・スポーツプログラムを提供できる指導員の養成を行う。
2. 主催 公益財団法人日本パラスポーツ協会
3. 共催 一般社団法人岐阜県障害者スポーツ協会
4. 協力 岐阜県障害者スポーツ指導者協議会
5. 期間 令和6年8月17日(土)～20日(火)  
※4日間の全ての講義・実技の受講が必要となります。
6. 会場 岐阜県福祉友愛アリーナ <https://gpsa.jp/arena/> 他
7. 講習内容 21.5時間の講義と8時間の実技を実施する。  
また、講習後に活動実績報告レポートを提出し、全課程の修了とする。

<講義>

障がい各論(11.5h)
パラスポーツ概論(2h)
全国障害者スポーツ大会の概要(2h)
地域におけるパラスポーツ振興(1.5h)
学校教育におけるパラスポーツ(3h)
障がい者にとってのスポーツの価値(1.5h)

<実技>

車いすとスポーツ(2h)
視覚障がい者とスポーツ(2h)
脳原性麻痺者とスポーツ(2h)
障がい特性に応じた水泳への導入法(2h)
<活動実績報告>
レポート提出

8. 受講対象者 中学校または高等学校の教員免許状(保健体育)を所持しており、現在、中部・東海地区(岐阜県、静岡県、愛知県、三重県)の学校(小学校・中学校・高校・特別支援学校)に在勤の者  
※中部・東海ブロック以外の学校に勤務していて、本講習会の受講を希望される方は、申込期間中に下記の間合わせ先までご相談ください。(申込者が定員に満たない場合、受講を許可することがあります。)
9. 定員 30名程度
10. 受講料 16,000円(税込み) ※支払いは振込とします。振込先は受講決定通知時に案内します。
11. テキスト代
  - ① 改正版 障がいのある人のスポーツ指導教本(初級・中級) 2,500円(税込み)
  - ② 全国障害者スポーツ大会競技規則集(令和6年度版) 1,000円(税込み)

### 13. 申込み・問合せ

所定の申込書に記入のうえ、下記までメールまたは郵送で申し込むこと(FAXは不可)。

※メールでの申込みの場合は必ず Excel 形式でお送りください。

※メール件名を「令和6年度中級講習会3 申込み」としてお送りください。

**※申込期間:令和6年6月6日(木)~7月5日(金)<必着>**

◆申込み・問合せ先:公益財団法人日本パラスポーツ協会 スポーツ推進部 富永・鈴木  
〒103-0014 東京都中央区日本橋蛸殻町 2-13-6  
TEL:(部直通)03-5695-5420  
E-mail: koshu-entry@parasports.or.jp

### 14. 受講者の決定

1) 申込書に記載された内容を確認し、受講者を決定する。

2) 受講の可否については、本人宛に通知する(申込み締切り後、10日程度を目安に郵送)。

※申込締切日より、2週間を超えて通知が届かない場合は必ず事務局までご連絡ください。

### 15. 傷害保険の加入について

講習期間中の受講者に対し、主催者にて傷害保険に一括加入する(保険内容は、死亡・後遺障害 1,000万円、入院日額 5,000円、通院日額 3,000円)。これ以上の補償を望む場合には各自で別途保険に加入すること。講習会参加にあたり自己の責任において健康と安全に十分留意すること。

### 16. 個人情報の取扱いについて

主催者は個人情報保護に関する法令に遵守し、主催者が定める「個人情報保護規定」に基づき取り扱う。なお、取得した個人情報は、本講習会関係資料の送付および本事業を実施する際に利用し、これ以外の目的に個人情報を利用する場合は、その旨明示し了解を得るものとする。

### 17. 公認中級パラスポーツ指導員の資格取得について

資格申請は、活動実績レポートの提出後、所定の申請書類の提出と資格申請費用(認定料・申請料 5,500円、登録料 3,800円の計 9,300円)の納入をもって完了とする。

### 18. その他

- ・手話通訳が必要な場合は、その旨を申込書に記載すること。
- ・修了者には、公益財団法人日本パラスポーツ協会会長名の修了証を授与する。
- ・受講者としてふさわしくない行為があったと認められる場合は、受講を取り消すことがある。
- ・講習開始時刻より10分以上の遅刻は、欠席扱いになるので十分に注意すること。なお、公共交通機関に遅れが生じた場合は、「遅延証明書」を必ず持参し事務局に申し出ること。
- ・全ての講習において主催者からの許可のない撮影・録音・録画等は禁止とする。

以上